

公告第1号
令和8年4月1日

パーソルキャリア健康保険組合
理事長 松丸 友生



組合規約の一部変更について

パーソルキャリア健康保険組合規約の一部を改訂しましたので、公告いたします。

記

1.改訂趣旨

厚生労働省保険局保険課 通知『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の施工に伴う規約変更の取扱いについて』の発出を受け、規約の改訂がされました。変更しました。

2.具体的内容について

別紙「新旧条文対照表」の通り

3.改訂日

令和8年4月1日

以上

新	旧
<p>第1条～第43条 略</p> <p>(<u>保険料額</u>及び<u>調整保険料額</u>の負担割合)</p> <p>第44条</p> <p><u>一般保険料等額(うち一般保険料分)、介護保険料額及び調整保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。(調整保険料について小数点第4位を四捨五入とする。)</u></p> <p>(<u>子ども・子育て支援金額の負担割合</u>)</p> <p>第45条 <u>子ども・子育て支援金額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</u></p> <p>(<u>予備費の費途</u>)</p> <p>第48条</p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u></p> <p><u>(2) 子ども・子育て支援金還付金</u></p> <p>(<u>準備金の保有方法</u>)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 <u>介護納付金及び子ども・子育て支援納付金</u>に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p>	<p>第1条～第43条 略</p> <p>(一般保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第44条</p> <p>一般保険料及び調整保険料の80分の40.0は事業主、80分の40.0は被保険者において負担する。</p> <p>(介護保険料の負担割合)</p> <p>第45条 介護保険料の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p>